

黒潮町地域包括支援センターの事業内容

名 称 黒潮町地域包括支援センター
住 所 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地
電 話 0880-43-2240
F A X 0880-43-2676
業 務 日 月～金曜（ただし、土、日曜、国民の休日に関する法律に規定する休日と年末年始は除く）
営業時間 8:30～17:15
担当区域 黒潮町全域
職員体制 主任ケアマネ 1、社会福祉士 2、保健師 1、介護支援専門員 1

■地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターの目的：「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第 115 条の 46）、高齢者等が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進すること。

地域包括ケアシステムを構築し、かつ有効に機能させるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員がその専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別のコーディネートをも行う地域の中核機関として設置されています。

■事業内容

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号）

①介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）【必須】

基本チェックリストに該当する者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 一般介護予防事業（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 2 号）

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営【必須】

①総合相談支援業務

住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していく事が出来るよう、どのような支援が必要かを把握し地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用に繋げる等の支援を行う。また、その実施にあたって必要となるネットワークの構築や地域の高齢者の実態把握を行う。

②権利擁護業務

成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置入所の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等に関する内容について、諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図る。【高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催、研修会の実施等】

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）、主治医、地域の関係機関との連携を基に様々なネットワークの構築を図る。

また、ケアマネジャーが、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的、継続的なケアマネジメントを実現することができるよう、環境整備やサポート等を行う。【ケアマネジャー連絡会開催、研修会、困難事例の相談等】

④介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

*地域ケア会議の充実：多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築を図る。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

(3) 生活支援体制整備事業

(4) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域での良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期治療に向けた支援体制を構築する。

① 認知症初期集中支援チームの設置

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

② 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

③ 認知症カフェの実施（委託）

3 任意事業

- * 認知症介護家族の座談会 等
- * 認知症サポーター養成講座
- * 成年後見制度利用支援事業

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築【必須】

上記の包括支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず地域の保健・福祉・医療サービスやインフォーマルなサービス等の様々な社会的資源が連携できる環境整備を行う。

指定介護予防支援事業（介護予防給付：要支援1～2）【必須】

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、その心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づき介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関と連絡調整を図る。【介護予防通所リハビリ、介護予防訪問看護、介護予防短期入所、介護予防福祉用具貸与等の利用についてのケアプラン作成】

4 その他事業

* 介護予防事業(ロココロ体操の普及)

「ロココロ体操」とタオルを使ったストレッチなども取り入れながら実施し、地域で自主的に集まり運動機能の維持、向上につながる教室の普及

* 認知症についてのミニ講座(サロンなどへの出前講座)

* 脳のちょいトレ教室（委託）

* 高齢者見守りネットワーク（地域のネットワーク）づくりについて

各地区の民生・児童委員をはじめとしたボランティアによる高齢者見守りや自主防災組織における見守りネットワークの構築の推進をしていく

・ 他団体・多組織との見守り情報ネットワークの構築（見守り協定）

* 民生委員への情報提供及び高齢者実態調査について

・ 民生委員に依頼し、独居高齢者や要援護者の実態を把握する

・ 高齢者実態調査をもとに訪問、個別事例に応じた支援につなげる。

* 要援護者台帳の管理及び要援護者への対応について

・ 独居、高齢者世帯、障がいのある方や、認知症の方などについて、本人の同意のもとに、緊急時連絡先やかかりつけ医等の台帳登録を行っている。毎年更新を行い台帳の管理を行っていく。

* 避難行動要支援者名簿について

・ 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

・ 個別計画の作成